

電子契約サービスに係る Q & A

	質問	回答	
1	同意前の契約書のダウンロードは、できるのでしょうか？	可能です。 契約書確認画面にてダウンロードできます。	
2	4月から運用するということですが、契約及び請負のすべてでしょうか。	お見込みのとおり。	
3	説明会でデモンストレーションされた手順を、手順書として紙ベース（PDF）でいただけないでしょうか。	関連資料の電子契約マニュアル（簡易版）_事業者様側をご覧ください。	
4	契約同意した場合の日付は記載されますか。 また日付は受注者の同意承認した日付でしょうか。	契約締結した日付は契約書の電子ファイル（PDF）に記載されます。その日付は、全員が同意承認した日付となり、事業者さまには「契約締結完了」メールが送信される日付と同じです。	
5	入札の場合 落札後の契約ですが、（請負契約も同様） 担当部署並びに担当係からmailが届くということでしょうか。	落札者が決定したところで、市の担当者から電子契約サービスを利用するかどうかの意向確認をさせていただきます。 電話での意向確認を想定しています。	new
6	事前にメールアドレスの登録は必要では？ いつまでにどのように登録するのでしょうか。	落札者が決定したところで、市の担当者から電子契約サービスを利用するかどうかの意向確認をさせていただきます。 希望する場合、関連資料の「電子契約利用申出書」を提出いただき、メールアドレスを登録します。	new
7	契約書は電子契約でいままでの添付資料は紙にて提出するという事でしょうか。 または、添付資料は不要という事でしょうか。 （添付資料：保証書、着手届、技術者届、工程表、しゅん工届、請求書他）	契約書はワード形式で送信していただき、添付書類はPDF形式で送信していただきます。 なお、500万円以上の工事の場合の添付書類である保証書は、これまでどおり紙ベースで原本を提出していただきます。	new
8	契約書、請負は中野市様にて作成するという事ですか	契約書、請書は事業者様側で作成していただきます。	new

※質問事項については、各業者様から提出された原文をそのまま使用しております。